

健康増進施設整備・運営事業
入札説明書等に関する第2回個別対話結果

令和3年（2021年）9月13日

西知多医療厚生組合

健康増進施設整備・運営事業 入札説明書等に関する個別対話結果

No.	議題	資料名	該当箇所 (頁・項目)	民間事業者からの確認内容	回答
1	関心表明について	入札説明書等に関する第2回質問への回答	P.1 入札説明書に関する質問への回答 No.2	委員の所属団体からの関心表明の受領は問題ないでしょうか。	不可とします。
2	備品の更新費用	要求水準書	P.19 2(3)設計業務 ア(イ)b備品等 P.46 5(1)維持管理業務総則	備品更新費用をサービス購入料に含めても宜しいですか。 または、備品更新を維持管理業務の修繕及び更新対象としても宜しいですか。	要求水準書P.52「5(4)備品等保守管理業務」に記載のとおり、施設運営上必要な備品等を適切に整備し、管理を行うとともに、必要に応じて更新を行うことについては、予定価格内の提案であれば、サービス対価に含めて構いません。 なお、要求水準書P.56「5(8)修繕業務」は建築物、建築設備、外構等の経常修繕及び計画修繕を対象とした業務であり、対象物に応じて適切に収支計画を作成してください。
3	開館式典の実施業務	要求水準書	P.45 4(3)イ 開館式典の実施業務	開館式典の役割分担について、式典は組合、セミナーと内覧会は管理者という役割分担で宜しいですか。	要求水準書P.45「4(3)開館式典の実施業務」に記載のとおり、開館式典等は全て事業者が実施します。 なお、開館式典は組合が主催し、開館記念イベントは事業者が主催することとし、開館式典等の具体的な内容は事業者の提案によるものとします。また、開館式典と併せて、内覧会を実施してください。
4	送迎バスの保有	要求水準書	添付資料7 備品等リスト(参考)	送迎バスの保有について、必要備品として認められますか。	一般利用(SPCが団体利用者へのサービスの一環として学校利用時の送迎を行う場合を含む)への活用想定がある場合は必要備品として認めます。ただし、自主事業(学校利用に関する支援業務の受託者が学校利用時の送迎を行う場合を含む)に転用する場合、バスの購入及び維持管理に係る費用は業務ごとに按分して計上します。 自主事業への活用想定しかない場合は必要備品とは認めません。
5	維持管理業務項目の実施概要	要求水準書	添付資料9 主な維持管理業務項目詳細一覧	実施頻度については、事業者の経験に基づく提案として宜しいでしょうか。	維持管理業務項目の実施回数は事業者の提案ですが、添付資料9「主な維持管理業務項目詳細一覧」に記載している回数以上としてください。